平成 30 年２月１日（木）～２月 28 日（水）

司法書士による相続登記無料相談月間

「相続登記はお済みですか月間」を実施します

長 野 県 司 法 書 士 会
会長　　室　賀　真喜男

長野県司法書士会では、平成 30 年２月１日（木）～２月 28 日（水）の１か月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県内の各司法書士事務所において相続登記の無料相談をお受けします。お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。

◆日　時：平成 30 年２月１日（木）～２月 28 日（水）
　　毎日午前９時から午後４時まで（土曜・日曜・祝日を除く）
◆場　所：県内各司法書士事務所
◆相談料：無料
◆予　約：相談する司法書士事務所にお問い合わせください
◆相談例：登記名義人が先々代のままとなっている
　　実家が相続登記をせずに空き家となっている
　　妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば…
　　相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない
　　遺言について教えてほしい
　　相続登記はしないといけないの？
◆問合先：長野県司法書士会　電話０２６－２３２－７４９２

現在、各市町村におかれましては、空き家問題、土地所有者不明問題に鋭意取り組んでいることと存じますが、この問題を難しくしている原因の一つに相続登記の未了問題があります。相続登記には、相続税の申告のような期限の定めがないため、一般市民の相続手続への関心度を高めることが最も重要であると考えられ、現在、法務局が中心になって相続登記の推進を図るとともに、当会でも、相続登記の推進を本年度の重点事業に掲げて活動をしているところです。

しかし、未だ相続登記の重要性が理解されずに長年相続登記が放置されていたり、使い道のない山林や自分で耕作できない農地は、相続したくないという相続人からの相談が年々増加するようになったりと、土地所有者不明問題はますます深刻化する可能性があります。

そのため、相続登記の果たす重要性に鑑み、当会では毎年２月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、新聞や各種放送媒体を利用した広報を展開し、相続登記の啓発活動に力を入れてきました。本年度も、例年同様の相続登記の無料相談月間を開催し、県内各司法書士事務所にて無料で相談をお受けいたします。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）